

植村秀樹著

『戦後』と安保の六十年』（日本経済評論社、二〇一三年）

尾内隆之

はじめに

植村秀樹著『戦後』と安保の六十年』（以下、「本書」と略）は、日本政治外交史・安全保障論を専門とする著者の手による、「戦後」日本の「安保」政策の問題点を論じた一冊である。本書は、著者も理事をつとめる同時代史学会の「同時代史叢書」企画の第一弾として刊行された。同叢書のめざすところは「あとがき」に詳しいのでそちらにゆずるとして、『再軍備と55年体制』（木鐸社、一九九五年）や『自衛隊はだれのものか』（講談社現代新書、二〇〇二年）等の著作を通じ、軍備という非常にクリティカルな論点から日本の平和と安全保障を論じてきた著者ならではの、視野の広い、しかも細部に検証がゆきとどいた魅力的な本である。

いや、「魅力的」などという表現は、著者も読者諸氏も望まないかもしれない。周知の通り、第二次安倍政権の発足以後、日本をとりまく対外情勢は急速に悪化しているように見える。むしろ、日本が悪化させてきた

という観も否めない。それゆえ、日本が「戦後」という時代に展開してきた（安全保障政策という意味での）「安保」の問題点を剔抉し、その再考をうながす本書を読むことは、いま喫緊の要請だとさえ思われるのである。著者自身は本書について、「決して通史ではないし」「取り上げる事柄に偏りがあり、記述に濃淡がある」（まえがき）と断っているが、評者の読後感としては、議論に必要なことからは十分に盛り込まれており、かつ、豊富な資史料やエピソードを通して問題の輪郭を生き生きとつかむことができる。

とはいうものの、評者自身は外交政策や安全保障論の専門家ではなく門外漢であり、著者の分析と見解を学術的見地から子細に検証する能力はない。そこで本稿では、本書全体を貫くメッセージを的確に汲み取ることを意図した上で、その啓発的で刺激的な内容を紹介しつつ、評者なりの敷衍も含む考察を書き留めて書評に替える。なお、厚い記述を特色とする歴史研究書を、書評というわずかな紙幅で網羅的に要約するのは難しいため、詳細な内容紹介は割愛させていただく。また以下、カッコ内の頁数は本書の該当箇所を示している。

## 理念と現実

安倍政権は、「アベノミクス」による日本経済の立て直しを前面に掲げつつ、同時に、第一次政権で道半ばに終わった「日本をとりもどす」ための取り組みを加速させている。安倍首相は、第二次の就任後ほどなくして靖国神社に参拝し、早々に近隣諸国の反発と警戒を招いたが、その後も、憲法改正手続きを簡略にするための憲法第九十六条改正に意欲を表明し、さらに集団的自衛権行使に関する憲法解釈の変更にも、内閣法制局長官の人事権を用いる形で踏み込んだ。これらは、すでに第一次政権のときに安倍首相が表明していた、憲法改正へ向けた二段階の戦略の第一段階にそのまま該当する。加えて、武器輸出の実質的な解禁や、特定秘密保護

法の強行的な可決成立などが、少なからぬ国民に「右傾化」「戦前回帰」への懸念を持たせることとなり、また東アジアのみならず欧米諸国のメディアさえ、そうした論調で日本の政治動向を紹介するに至っている。

二〇一四年のノーベル平和賞の候補として、「日本国憲法第九条とそれを保持してきた日本国民」が一躍注目を集めたのは、まさにそうした状況を反映したものであった。一市民の発案で始まった「九条にノーベル平和賞を！」という声は急速に広がり、三十三万筆の署名とともにノーベル賞選考委員会に届けられた。受賞者発表の直前には、ノルウェーの民間機関（オスロ国際平和研究所）の予想で受賞の可能性ありと報じられ、これには閣僚や与党幹部からもコメントせざるを得なくなった。もちろん結果的に受賞はならなかったが、もしも憲法第九条がノーベル平和賞を受賞していたならば、日本の平和主義をめぐってより多くの議論を巻き起こしたことだろう。

ただし、その際の議論は相応の苦しみを伴うことになったはずだ。というのも、第九条のノーベル賞受賞は、本書で著者が指摘する、戦後日本の平和主義と安全保障政策における「理念」と「現実」のズレを露わにせざるを得ないからである。誰もがわかつていながら（おそらくは）積極的に口にはしたがらない、日本の平和における理念と現実とのズレとは、言うまでもなく、当の憲法第九条および前文において徹底した平和主義と非武装の原則を掲げつつ、しかし同時に世界有数の「戦力」と目される自衛隊を保有し、また同盟国アメリカの軍事基地と「核の傘」に守られることで、これまで実質的に国の安全保障を支えてきたという現実である。

著者が強く問題視するのは、これまでの日本の「戦後」の歴史の中で、政府と国民がこのズレを直視する作業を避けてきたことである。政府の方は、外交・防衛政策上の重要な決定を「密約」という形で隠蔽し、他方いわゆる護憲派と括られてきた平和論・平和運動は、平和主義の「理念を語ることにエネルギーを費やしてきた」（二六七―二六八頁）。著者によれば、その結果「政策としての平和」が置き去りにされることになり、憲

法第九条の存在も、「日本人に戦争というものを考えさせる機会となるとともに、現実から目をそむけさせる契機ともなった」(二六七頁)。一九六〇年代前半の憲法調査会の議論が「改憲対護憲という二項対立のままに終わった」ことについても、その責任を「平和主義を堅持しつつ現実的であるためにはどうすればいいかを十分に考えなかった護憲派が、より多くを負わなければならない」(一六四頁)とする厳しい評価に、著者のスタンスが端的に表明されている。

周知の通り、戦後日本の政治はいわゆる改憲派／護憲派という対立軸を中心に展開し、安全保障政策のみならず経済や社会保障、教育といった諸政策までもが、その(悪)影響を受けてきたと言える。もちろん軍備と憲法との関係は長年にわたって大きな争点であったが、多くの国民にとっては、「安保」と言えば安全保障政策全般ではなく固有名詞としての日米安保条約を意味してきたし、日米安保体制がもたらした多くのひずみ——例えば本書でも重きをなす米軍基地の沖縄への偏在——に真摯に向き合うことなく、戦争のない日本の「戦後」を享受してきた(五十嵐、二〇一〇年)。著者が批判するように、日本国民と政府は、自国の安全保障について正面から、主体的かつ具体的に議論することが乏しかったのである。

著者のめざすところは、平和主義を高く掲げた日本の「戦後」においても、依然として「国家間に対立があり、しばしば戦争が起こるといふ、それまでと同じ世界がそこにある」(二〇二頁)状況において、いかに自国と自国民の安全を守るかという現実から議論を組み立てることであり、「同盟国」アメリカとの関係や、既成事実として存在する日本の自衛隊のあり方などを、民主国家にふさわしいものとして国民自身が再構築することである。武力に頼らない平和という理念は、日本の「戦後」的価値のうちで最も国民に浸透したものと言えるかもしれないが、「理想を語るのはたやすい。だが、平和は国民の安全と国家の独立の問題である」(二八頁)。それゆえ著者は、日本の平和論・平和運動においてしばしば批判されてきた「現実主義」のスタンスを、

繰り返し再評価している。

もつとも、急いで付言しておく、著者が「護憲派」の理想を一概に否定しているとは思われない。護憲と平和主義を軸とする戦後民主主義論をリードした政治学者、丸山真男の議論から著者が引き出すのは、政治における選択に「ベストの選択」はありえず、つねに「ベター」なものとしての「悪さ加減の選択」だという点であり、丸山の議論に色濃い「原理的護憲論」の立場にすら、具体的な政策の問題との間に対話が可能だったのではないかと問う。いわば「現実的護憲論」（一六二―一六三頁）である。評者の読むところ、著者の立ち位置を（乱暴さを承知で）まとめるなら、「安全保障のあり方に国民全体で知恵をしぼる現実主義的な護憲主義」といったものとなるうか。著者は自衛隊のあり方や防衛政策について「はなはだ批判的な意見の持ち主であると自負している」（二二六―二二七頁）と述べており、安易な現状肯定には決して与しないはずである。本書で繰り返し、国家ではなく国民としての意思決定に言及している点からも、民主国家の主権者としての安全保障政策のコントロールへと迫ろうとする著者の意志が伝わってくるのである。

### 「体験」とイデオロギー

それゆえ「知恵をしぼる」役目はもちろん、政府だけではなく、というよりも、政府以上にその主人である国民の方が担わねばならない。あくまでも「主権者としての務めをはたすことが、わたしたち国民の平和と安全への道である」（二二六―二二七頁）。そこでは、本書の題名にもある「戦後」に対する認識のあり方が、重要なカギを握ることになるう。

「戦後」とは何か、という問いは、書名の通り本書のいちばんの基層をなすものである。アメリカの日本研

究者キャロル・グラックの言葉を借りて著者が触れるように、日本の戦後は、敗戦と「つらい戦争体験」に裏打ちされているがゆえにいつまでも忘れることのできない「長すぎる戦後」という面をもつ。同時にまた、俳優の吉永小百合の言葉を借りて述べるように、そのつらい過去を繰り返し返さずに新憲法の平和主義を体現し続けるためにこそ、「いつまでも世の中が、戦後<sup>で</sup>であり続けてほしい」という思いを抱く人もいる。

「長すぎる」のか、それとも「いつまでも」戦後であるべきなのか、著者が答えを出すわけではない。著者のまなざしは、これらの「戦後」観に通底する、そしてとりわけ憲法の平和主義を文字通り人類の高みに通じる理念とする「護憲派」の知識人と市民の思考に見られる、「体験」の重みへと向けられる。典型的には戦後日本の民主政治論と市民活動をリードした丸山真男の言説に見られるように、学問的思考とはさほどリンクしない形で、「平和主義」の大切さがいわば論理を飛び越えて体験から導かれることを、繰り返し取り上げている。また、護憲派の平和運動がおしなべて「戦争体験」に依拠しつつ、「だから戦争は良くない、武力を持つのはよくない、自衛隊は違憲である」と主張してきたことを挙げ、そこに「戦後」なるものの特質を見ると同時に、著者はその限界を指摘する。

「戦争体験者がその体験を語り、若い世代がそれを聞くことは意味のあることではあるが、体験を語り継ぐのは限界があるばかりか、必ずしも望ましいとばかりはいえないように思う」と著者は言う（二八五頁）。護憲派の年長世代が耳にしたらまさに激怒しそうだが、現在の若い世代にはむしろ理解されるかもしれないし、何よりこの指摘は、単に体験を理解することの可能性（不可能性）だけを取り上げているわけではない。過去の体験に依拠した反戦論・平和論が、国際情勢が現に脅威をもたらしかねない現実を生きる人々の実感と向き合ったとき、「実現可能な安全保障の方法」として説得力をもって受け止められるのか、というきわめて自然な問いを問うているのである。これは、著者が本書を通じ、一貫して読者に投げかける認識だと言ってよい。

「戦後の平和主義とは、過去の戦争や軍隊と戦うこと」になってしまった、というのが著者の評価なのである（二〇九頁）。

いま必要とされているのは、過去を向いた言説ではなく、現在の課題を見据え、将来の安全を構想する「平和のための実学」だと著者は主張する。この現実的思考は、自衛隊に対する著者の評価にやはり最もよく見てとれるだろう。『自衛隊はだれのものか』と問い、その具体的装備から軍事戦略的な妥当性、シビリアン・コントロールのあり方などを突き詰めてきた著者らしく、自衛隊を「戦争体験や憲法典の文理解釈だけで頭から存在を否定するような態度をわたしは取らない」と宣言する（二六五頁）。例えば東日本大震災後の被災地救助・支援活動や、国連PKOにおける海外派遣での実績などを挙げて、自衛隊が地域の人々への配慮の行き届いた活動を得意とする「健全」な、世界的にも貴重な組織へと育った点を高く評価している。それは「憲法との関係で存在が疑問視されてきたこと」からくる「意図せざる結果」ではあるが（二六四頁）、この指摘に頷く日本国民は、最近の世論調査の結果などを思い浮かべても、決して少なくはないと推測される。自衛隊は、「国民と歩く立派な組織」になったということだろうか。

あえて疑問を呈するなら、著者はともかく国民の間でのそうした好感については、いくらかの危うさとともに理解するべきだと評者は考える。それこそ「過去」の旧日本軍に感じるのとはまったく異なる、新たな時代の「体験」として自衛隊の任務が認識され、護憲派が依拠していたのとは別の実感主義に流されている懸念は拭えない。軍事力は軍事力であり、それは隊員を死に向き合わせるだけでなく「治安出動」のような形で自国民にも武器を向ける可能性をもつ組織である（著者がその点を見過ごしているはずはないが）。人々とともにある自衛隊といった理解は、本書で問題化されているところの、安全保障政策に国民が主体的に（すなわち民主的的政治過程を通して）関与しているのではないことと表裏の関係にも思えるのである。ここから、単なる実

感主義の危うさという論点を超えて、民主社会の安全保障政策形成という手続き論も視野に入ることになる。

### 主体性の喪失と迷走

その意味で、著者の考察のうち非常に興味深いのは、一九六〇年の安全保障条約改定の際の政治社会に対する見方である。いわゆる「安保闘争」は今も戦後最大の社会運動として振り返られるが、学生や市民を巻き込んで盛り上がったこの政治運動について、著者は、真に議論すべき争点と、運動が糾弾していた問題点とがずれていたと見る。安保闘争の象徴ともなった丸山真男が、岸信介の政治手法に「民主主義の原則」の危機を見ていたように、「六〇年安保は、『安保反対』から『岸を倒せ』に焦点が移ったことで」、「岸が象徴する過去の体制や昔の戦争と戦」うことになり、「外交・安全保障政策をめぐる闘争としては不十分なものに終わった」と著者は総括する（一四〇―一四一頁）。

安保反対派の矛先は確かにずれていたのかもしれない。しかし同時に、民主主義という政治プロセスを問わずして「安保闘争」は戦えなかったと思われるし、外交・安全保障政策の行方も問えなかったのではないだろうか。つまり、問題はもう一方の側、すなわち自民党政治家と官僚を中心とするパワーエリートが行っていた政治運営、政策形成からも当然ながら見なければならぬ。もちろん著者も、安保条約や日米地位協定、それにまつわる「密約」などを通して、安全保障をめぐる政府の意志決定の欠陥を丹念に分析している。

そこで目につくのは、パワーエリートの非力さや、状況に対する見通しの悪さである。例えば、安保改定について著者は、「ひとことと言えば岸の政治的野心から出たもの」と評価し、旧安保条約の片務性を双務的な方向に変えることへの岸のねらいを少しは達成したものの、安全保障に関する日米関係を大きく変えるもので



はなかつたことを指摘する。実際、岸は交渉にあたって、政権内にも担当省庁にもあまり根回しせず、また岸自身の「軍事の専門家の意見を聞く必要がある」という回顧とも裏腹に、「実際には行政的なことを話しあっただけで、軍事戦略などについて議論したわけではない」（二二四頁）。岸は、対米関係の刷新を演出することで自身の政治的立場を強化し、国軍の創設などを含む自主憲法制定という宿願への第一歩を記したかったのだろう。であるとすれば、戦前の価値を受け継いだ旧勢力としてのイデオロギーが、実際の対応を妨げたとと言えるかもしれない。結果的に安保改定は、国内的には岸のそうした価値観への国民の猛反発を喚起したにとどまり、対米的にも、見かけ上の自立を得たのみで、米国の軍事的利益は沖縄の米軍基地や地位協定、「密約」といった形でそっくり保障されたのである。

著者が問題とする現実的な安全保障政策の不在については、アメリカ主導の占領統治による政策決定と、その間の東アジア情勢の急変（中国共産革命と朝鮮戦争）に影響された複雑なパズルに対して、そもそも日本政府に当初から主体的な意志決定を行う余地は乏しかったとは言える。しかし、著者が繰り返し問題視しているように、政府のなし崩し的、（対米）従属的な意志決定が続いてきた根本的な理由は何かのか。

その事情を、著者が「習い、性となる」ということわざで表現していることは秀逸である。もっとも、その指摘が政府や与党、改憲派だけでなく、護憲派平和運動にも当てはめられている点が著者の評価のミソなのが、本節の文脈では、政策形成に実質的な力を持つ政府が「習い性」で動くという事態こそが、深刻な欠陥と言つてよい。従属的な姿勢が政治環境に起因しているのか、それともそうした従属的な態度の方がやっかいな政治環境を引き寄せたのか、因果関係は両様に捉えることができそうである。また著者は、確かに日本の立場は米国と東アジアの間にあつて主体性を発揮しにくいとはしても、弱い立場なりの戦略——例えば著者が注目する永井陽之助の「弱者の恐喝」論——を採り得たのではないかと指摘している（七六頁）。ならば、そうし

た対応がかなわず、結局は「習い性」に流されたのはなぜか。

「習い性」の態度——なかでも外務省の強いアメリカ寄りの思考様式——が形成された要因は、本書から明確には読み取れなかったように思う。もちろん大きな前提としては憲法の縛りがあるし、実証研究としても「性となる」過程を描き出すことは難しいであろうが、原因となる要素が歴史からもう少しひもとかれていれば、よりいつそう読者の参考になったであろう。というのも、沖繩米軍基地をめぐる政策形成過程を検討する中で、アメリカ側の事情については対日政策の形成と、国内の（国務省や軍、さらに軍内部での海軍と海兵隊といった）利害関係とが明快かつ重層的に描かれているだけに、他方の日本政府内の権力関係・利害関係の描写にも、より端的な模式的整理を見たいとつい望んでしまうからだ。

それでも、著者は海兵隊の沖繩駐留の背景を丹念に分析することで、「習い性」の対応を容易にしてきた「神話」の存在は明らかにしている。著者によれば、海兵隊の沖繩駐留には「軍事的合理性」がなく、アメリカ国内事情としての海兵隊の既得権益保持と、その要求にただ従うだけの日本政府（外務省）の姿勢との合作として、政策が維持されている点を看破する。すなわち、喧伝される「抑止力」も「神話にすぎない」のである。となると、本書でも触れられている、鳩山政権期の普天間基地移設問題をめぐる混乱も、一般的評価とはやや異なる観点から見ることでできるのではないか。

鳩山首相が普天間基地の移設先を「最低でも県外」とぶち上げ、結局はほかのどの選択肢も行き詰まった挙げ句に「海兵隊の抑止力」を県内移設容認の言い訳に挙げ、後にその「抑止力」発言を振り返って「方便と言えば方便だった」と述べたことは、たしかに「ひんしゆくを買った」。著者も「ここまでことばの軽い人を首相にしてしまった国民の不幸」（二五三頁）と表現する。しかし、著者が明らかにしたとおり実際に「抑止力は神話」なのであり、発言の軽さは問題ではあるうが、その「神話」性に乗じて自らの「習い性」の態度を正

当化してきたこれまでの政治過程こそが問題だったはずである。だとすれば、鳩山氏の言葉からむしろその実体をつかみ取り、より多くの人々が「神話」の解体に向き合うべきところを、反対に、政治家もマスメディアもこぞって鳩山発言を叩いた。それは現状を無批判に前提していることを公言するようなものであり、鳩山発言に対する嘲笑とは、主体的に意思決定できない自分たち自身に向くことになろう。

### 「神話」依存からの脱却

求められるのは、そうした状況からひるがえって、日本の意思決定のあり方を再考するという作業である。「習性」にもとづいた従属的な意思決定が、直接的には憲法の平和主義（をめぐる現実と理念の齟齬）に起因するのであれば、政府の政策形成を明確に規律する規定を持たないという点でも、憲法が原因として挙げられるだろう。憲法学者の奥平康弘は、政府の意思決定過程に関する「法の適正手続 due process of law」の規定が日本国憲法に書き込まれていないことを問題視し、合衆国憲法修正第5条の規定を「押し付けられなかったこと」の不幸を論じている（奥平、二〇一三）。

奥平は、明示的には「法に定められた手続き」としか書かれていない第三十一条が、「適正手続きの保障」へと解釈を広げる過程に「生きている憲法」を見るのだが、条文上はあくまでも「法定手続き」の保障であり、しかも第三十一条は「刑事手続き」に限定されている。行政手続きへの拡大適用を論じる学説もあるが、行政手続法や情報公開制度の整備が非常に遅れ、また公文書管理の杜撰さも目立つように、戦後与えられた制度をより「適正」化する努力をできる限り遅延させてきたのが日本政府（官僚制）の姿勢であり、これは外交・安全保障政策のみならず今後の課題である。

著者が序章からいく度となく取り上げる日米間の「密約」は、そうした法の適正手続きを無視するものであると同時に、理念と現実のズレの中で板挟みになった日本政府が、安全保障政策をいわば秘術にする結果を招いた。多くの国民が支持する「理念」には表向き沿う形を取りつつ、見えないところで国民の不利益につながる重大な取り決めがかわされ、かつそれが徹底して隠し続けられるというのは、いかに安全保障政策といえども異常である。「密約」のような極端なものでなくとも、先に挙げた海兵隊在沖の背景なども、政策のブラックボックス化がもたらした神話であり、著者は、そこで専門家の持ち出す「軍事的合理性」などという説明を鵜呑みにしてはならないと述べる(八九頁)。この指摘に評者は、たいへん共感を覚える。

そもそも政策を左右する要因としての「合理性」とは、何かひとつに決まっているわけではない。というよりも、海兵隊を例に著者が指摘するように、「抑止力」という説明から想起される「軍事的合理性」が実は真の根拠ではなく、アメリカ国内の利害関係を背景にした「政治的合理性」に過ぎないという具合に、政策とはいくつかの異なる「合理性」の兼ね合いの中で決まるものだ。そして日本の「安全保障条約」をめぐる対応では、理念と現実の狭間で強い力を発揮しにくい政府(外務省)が、必要以上にアメリカに対して従属的姿勢をもつようになってしまった、というのが著者の評価である。外務省としてはそれが「合理的」な態度なのだろうが、それが日本の安全と平和にとって、また国民にとって合理的であることを意味するわけではない。

したがって、国内の政治的争いや官僚政治の惰性による意志決定に委ねるのではなく、異なる合理性を検証しながら解を導くしくみが必要である。これは専門家の使い方にも関わる。官僚による専門家の利用はもちろん、国民から見て重要な情報源であるマスメディアと、そこに登場する専門家への評価にも、思考の転換が必要だろう。「プロパガンダに簡単に乗せられてイラク戦争を支持した人びと」を見てもわかるように、安全保障の専門家と称する人にも気をつけなければならない。福島原発事故を経験したわたしたちは、専門家がいか

にあてにならないかを思い知ったはずである」（二七一頁）。この指摘は、単に政策決定上の知見・情報の継受という政府内部のインテリジェンスに関わるだけでなく、わたしたち国民が「主権者としての務めを果たすこと」につながっている。

そうした著者が、例えば自衛隊のあり方について、「憲法学者」による憲法解釈判断を「さして重要なこととは思わ」ず、「憲法が国民のものである以上、国の根幹にかかわる問題は、国民が判断すればいいと思う」（二六二頁）と述べるのは、ごく自然なことである。だが、その国民の「判断」とは、一体どのような手段で示されるのか。選挙だろうか。国民投票だろうか。いずれにせよ、わたしたちが「体験主義」という「安易な主観主義」（一八六頁、森有正『遙かなノートル・ダム』からの引用）を乗り越えて議論するために必要な回路をつくることは、今も日本の重要課題であろう。

### 「歴史」を語ることの現代的課題

ところで、本書で検討される「戦後」が主に一九七〇年代までを中心としていることを踏まえて、評者としてはより最近の「同時代」に引きつけて考えてみたい。すなわち、先述の「戦後」理解に代表されるような歴史Ⅱ同時代史に対し、国民がどのように向き合った上で今後のゆくえを見出だせるだろうか。

その際、近隣諸国への日本国の姿勢に少なからぬ（というよりも最近はおおいに）影響を与えている観のある、歴史修正主義的な「過去」への認識が問題となる。これは国際的にも、まさに先の「戦後」に対する見方に大きな影響を与えており、著者が懸念していた「体験の風化」以後の日本社会に重大な課題を突き付けている。ここで確認しておきたいのは、いかなる「歴史修正」が見られるかの具体的内容ではなく、近年の歴史修

正主義的言説がどのような論理で自らを正当化し、社会に浸透しつつあるかという点である。

哲学者の高橋哲哉は、「歴史の物語論」を検証しながら、この問題について重要な議論を展開している。「歴史の物語論」とは、「歴史」とは一定の視点から過去を再構成した「物語」に他ならず、それを『物語る』人々の言語行為から独立して『歴史的事実』なるものが存在するわけではない」という構成主義的な考え方のことである。確かにわたしたちには、過去の歴史的事実の実体に触れることなど不可能であり、歴史は言語による語りを通して構成されるしかない。ポストモダン思想が広まる中で、こうしたとらえ方が「歴史」観を大きく変容させ、どのような「物語」が人々に強く共有されているかに焦点が合わせられてきた。そこで高橋は、「新しい教科書をつくる会」の代表的理論家である坂本多加雄に注目している。坂本の言説では、「物語」としての歴史というとらえ方が、ベネディクト・アンダーソンが『想像の共同体』で指摘した「国民」という集合体の「フィクション性」と接合されて、観念的存在である「国民」を統合し、その同一性を保証するものこそ「国民の物語」であるという論理で組み立てられている。この論理の帰結として坂本は、「戦前を暗黒物語と見立て、敗戦によって民主主義と平和を獲得し、その結果として現在の繁栄があるという物語」は「自前のもの」ではなく、それでは真の国民意識が形成できないという。ここから、「大東亜戦争」を植民地解放の正当な戦争とみなし、天皇制の持続こそを「国民の物語」の中心に据えよと主張するのである（以上、高橋、二〇〇一を参照）。

この構成主義的な論理展開は、まさに護憲派が依拠してきた「体験」の重みを吹き飛ばしてしまふ。まして本書で著者が懸念しているように「体験の風化」が深刻化してきている昨今では、「草の根」から、こうした「国民の物語」への共感が増えている。このような歴史修正は「相対化」ではなく「詐術」と言いたいところだが、論理の上でこれを批判するのは必ずしも容易ではないし、護憲派の「体験」よりもむしろ「国民の物

語」の方に日本人としての「実感」を、言い換えれば（疑似）「体験」を求めても不思議はないのである。こうした時代に、「体験」に変わる論理の基盤を見出した上で、著者のいう「主権者として」の思考へとつなげるには、どうすればよいのだろうか。

これは「体験」の解釈という個別論点に留まる問題ではなく、著者の取り組み「同時代史研究」という営みが今日において直面する困難に関わっている。歴史認識の構築という文脈で言えば、陳腐な答えながら、歴史修正主義が葬り去ろうとする歴史の負の部分をつくり強く「語り」継ぎ、それを政治の俎上に載せ続けるしかない。その場合、本書の取り上げる「戦後」観とはまた異なる意味付けで「戦後」を定義することが必要だと思われる。すなわち、冷戦の終結＝昭和の終焉によって「それまで凍結され封印されてきた帝国の記憶（従軍慰安婦、強制連行、大量虐殺等）が、堰を切ったように噴出し」たことを踏まえ、「終わったのではなく、ようやく始まったばかり」のものとして「戦後」を定義するという行き方である（高見、二〇一二）。

とはいえ、これだけでは歴史修正主義に対抗するには十分ではない。先述した通り、歴史はすべからず「物語」とする立場によれば、事実は「物語」対「物語」の争いへとたやすく回収されてしまう。改憲／護憲のイデオロギー対立がまだ社会の記憶に残っている現状では、「物語」をめぐる争いもむしろ積極的にその対立へと重ね合わされる。さらに、それが東アジア情勢の不安定さに対する認識と結びつけられるとき、著者も指摘する「護憲派の理念主義」への批判と一緒に、「凍結され封印されてきた帝国の記憶」までもが存在しなかったことにされてしまう。それが今日の状況であろう。

歴史叙述の困難を、言説の上で乗り越えることはもはや不可能なのかとさえ思う。だが、その困難を放置することは、「歴史の物語」とともに現実をも相対化し、現状の流れに棹差すことにしかならない。冒頭にも触れた近年の政治情勢を思うと、それは戦後憲法の掲げる「平和主義」を捨てることにつながる。「現実主義

的」に安全保障を考へることが「平和主義」を捨て去ることを意味するのでないならば、何か別のアプローチで支へる必要がある。その一つはやはり政治制度論であろう。政策について、内容だけでなく、その形成をめぐる政治から論じることが、言説の安易な相対化に抗する手段を構想することでもある。歴史認識の難問をいくらかでも緩和できるとしたら、政策形成の原理原則・制度・手続きを民主的に拡充することで支へるしかない。民主政治を通じた国内的な変革が国際的な協調と平和構築に繋がるといふ平和主義（平和優先主義 Pacifism）のアイデアを、簡単に諦めるわけにはいかないのである（松元、二〇一三）。

## おわりに

著者の言葉では、「あとがき」の結びの一文がやはり最も印象深い。「結局のところ、わたしたちが手にすることのできる平和や安全とは、わたしたち自身がしぼった知恵と同じだけのものなのだろう」（二七七頁）。それゆえ、ここまで見てきた通り、その「知恵をしぼる」ための私たちの意欲と行動と、加えて適切なプロセスとが必要である。多様なインタレストを集約し、討議し、合意するための政治そのものを再構築すること。あるいは、まだこの国でそうした政治が成立したことがないのであれば、一から構築する必要に迫られている。その意味で、もはや「現実」から逃げることは許されない。

ただし、著者が重視する「現実主義」については、日本をとりまく近隣諸国との関係において、別の意図せざる効果を生むものでもある（専門家である著者にとって蛇足であろうが）。国家の安全保障がつねに他国との関係で決まる以上、他国との間で困難な利害調整の交渉を積むしか脅威を削減する方法はないが、そこには必ず「意図の伝達という難題」が存在し、相互に相手国の意図を誤認すると不合理な戦争を招きかねない。



そして、「日本の安全保障論には意図の認識という死角が依然として残されている」（石田、二〇一四）。「不毛」と評価される改憲／護憲のイデオロギー対立による膠着状態も、近隣諸国にとつては日本をいわば「安全な国」として見せていた面はないだろうか。現実的な政策対応へと動き出すことが、国内的には「普通の国」への一步に過ぎないにしても、周辺諸国にはほかならぬ脅威としてのメッセージが「伝達」される。

それゆえ、著者が本書で繰り返し用いている「現実主義」という言葉も、よくよく注意した上で受け止める必要がある。例えば、逼迫する財政や低迷する経済を前に、ある種の（多くは新自由主義的な）政策が避けがたい選択肢としてしばしば喧伝される。「現実的」な道はそれのみであり争う余地はない、といった形で語られるその選択に、果たして本当に代替策はないのだろうか。「現実主義」とは、しばしば「脱政治化」への意図とともにやってきて、日本社会に依然として根強い、「ふつうの市民」は政治的な行動を避けると考えがちな土壌に、まさに議論抜きに浸透してしまうように思われる。これでは、政策論議に正面から向き合わず、実質的な論争を避けてきたこれまでの状況と何も変わらない。不毛なイデオロギー（だけの）対立を繰り返すのは問題だが、同時に現実主義も、強力なイデオロギーとしてわたしたちを規定するのである。

そうした課題を踏まえた上でなお、やはり著者の述べる通り、「主権者としての目で判断」し、「主権者としての務めをはたす」形で、自分たちの安全と平和をさぐっていくしかない。国内的にも対外的にも、知恵をしなければならぬ局面が山積している。それはこれまでの「戦後の平和」に安住してきた代償であろうし、また本書で繰り返し触れられているように、その安住の影で「平和」を生み出すための苦痛と負担を強いられてきた人々がいることを思えば、代償と呼ぶのも不適切ではある。そのような「現実」を共有した上で、わたしたちが今後の憲法や安全保障のあり方を考える際の貴重なものとして、本書は大きな価値をもっている。本稿のいくつかの指摘は、著者からすればなお理念的な傾向が強いであろうが、本書の価値

を確認するためのささやかな付録となることを願うものである。

【参考文献】

五十嵐暁郎、二〇一〇、『日本政治論』岩波書店。

石田淳、二〇一四、「安全保障の政治的基盤」(遠藤誠治・遠藤乾『安全保障とは何か』岩波書店、所収)。

奥平康弘、二〇一三、「『自主憲法制定』全面改正」論批判」(『世界』八四〇号、岩波書店)

高橋哲哉、二〇〇一、『歴史／修正主義』岩波書店。

高見勝利、二〇一二、『政治の混迷と憲法——政権交代を読む』岩波書店。

松元雅和、二〇一三、『平和主義とは何か——政治哲学で考える戦争と平和』中央公論新社。